

議 第 3 号 議 案

柔軟仕上げ剤などに含まれる香料の成分表示などを求める意見書の提出
について

柔軟仕上げ剤などに含まれる香料の成分表示などを求める意見書を別紙のとおり、
富士見市議会会議規則第13条の規定により、提出します。

令和3年3月5日提出

富士見市議会議長 篠 田 剛 様

提出者 総務常任委員会委員長 今 成 優 太

提 案 理 由

柔軟仕上げ剤などに含まれる香料の成分表示などを求める意見書を地方自治法第
99条の規定に基づき政府に対して提出するため、この案を提出します。

柔軟仕上げ剤などに含まれる香料の成分表示などを求める意見書

昨今、柔軟仕上げ剤などに含まれる香料による健康被害が深刻化している。柔軟仕上げ剤や芳香剤などのにおいて頭痛や吐き気、めまいのほか、思考力低下や疲労感、呼吸困難など様々な症状で苦しんでいる人達がいることが明らかになっている。香害で体調不良になった事もある人の中には、休職や退職を余儀なくされたり、学校を欠席、休学せざるを得ない方も存在する。

石けんや洗剤などの生産者団体である日本石鹼洗剤工業会は、2018年に「品質表示自主基準」を改訂し、商品の容器包装等に適正使用量を守る旨を表示することとしたが、微量でも香害は引き起こされていることから、問題は使用量だけにとどまらず、製品に使われている化学物質の成分が表示されていない現状にあるといえる。柔軟仕上げ剤などの香りつき製品には様々な化学物質が使われている。香害に苦しむ被害者はこれらの化学物質に反応しており、新たな化学物質過敏症といえる。専門家は化学物質過敏症は花粉症に似ていると指摘している。つまり、ごく微量でも反応し、一度発症すると完治の方法はないとされている。香りに敏感な人が安心して生活できる環境は全ての人にとっても良い環境であり、一刻も早い対策が求められている。

よって、富士見市議会は、政府に対し、誰もが安心して暮らすことができるよう、以下の事項を要望するものである。

記

- 1 香料の成分表示を義務付けること。
- 2 柔軟仕上げ剤や芳香剤などを「家庭用品品質表示法」の指定品目とすること。
- 3 独立行政法人国民生活センターに香害専門の相談窓口を設けること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

埼玉県富士見市議会

内閣総理大臣 菅 義 偉 様
厚生労働大臣 田 村 憲 久 様
内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）
井 上 信 治 様